浅川町告示第３４号

競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における
当該入札に参加する者に必要な資格等について

令和８年１１月９日

浅川町長　江田文男

浅川町財務規則（昭和５８年浅川町規則第１号。以下「規則」という。）第１１１条及び第１２２条第１項の規定により、一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）の方法により工事若しくは製造の請負契約又は測量、工事の設計若しくは工事に関する調査（以下「測量等」という。）の委託契約、物品等の購入契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）及びその審査の申請の時期並びに当該申請に必要な書類等を次のように定める。

（資格の審査を受けることができない者）

第１　次の各号のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除くほか、資格の審査を受けることができない。

１　当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

２　法令の規定により営業に関し許可、認可、登録等を受けていることを必要とされている場合において、これを受けていない者

３　町税及び県税を滞納している者

４　消費税又は地方消費税を滞納している者

５　工事の請負契約又は測量等の委託契約にあっては、別表の工事等種別欄に掲げる区分に応じ、審査基準日（資格の審査の基準となる日をいう。以下同じ。）の属する事業年度の開始日（以下「当期事業年度開始日」という。）の直前１年（以下「審査対象年」という。）の事業年度において完成工事高又は取扱高のない者

６　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号のいずれかに該当する者

７　工事に係る資格の審査を受けようとする者にあっては、雇用する労働者が雇用保険の被保険者となったこと並びに健康保険及び厚生年金保険の適用事業所となったことについて関係機関に届出を行っていない者

（資格及びその有効期間）

第２　資格は、申請書及びその添付書類（以下「申請書等」という。）により審査の上町長が認定するものとし、当該資格の有効期間は、次の各号に掲げる区分ごとに、それぞれ当該各号に定めるところによる。

１　西暦における偶数年（以下「偶数年」という。）の７月１日を審査基準日とする申請書等を提出した者 当該審査基準日の属する年の翌年の４月１日から２年間

２　西暦における奇数年（以下「奇数年」という。）の１月１日又は７月１日を審査基準日とする申請書等を提出した者　当該申請に係る資格の認定を受けた日から当該審査基準日の属する年の翌々年の３月３１日まで

３　偶数年の１月１日を審査基準日とする申請書等を提出した者　当該申請に係る資

格の認定を受けた日から当該審査基準日の属する年の翌年の３月３１日まで
（資格の喪失）
第３　資格の認定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該資格を失うものとする。
１　第１の第１号又は第２号
２　工事の請負契約に係る資格の認定を受けた県内業者（福島県内に主たる営業所を有する者をいう。以下同じ。）が、県外へ主たる営業所を変更したとき。
（工事の請負契約に係る資格の審査及び格付け）
第４　工事の請負契約に係る資格は、毎年１月１日又は７月１日を審査基準日として次に掲げる事項を別に定める方法により審査し、競争入札に付そうとする工事の金額に応じ定めたＡ、Ｂ、Ｃ及びＤの４区分（この区分により難い場合においては、必要に応じこの区分を増減し、又はこの区分を設けないことができる。）に格付けるものとする。この場合において、第２号に規定する主観的事項の審査を省略することがある。
１　客観的事項
（１）経営規模
ア　当期事業年度開始日の直前２年又は直前３年の各事業年度における完成工事高について算定した許可を受けた別表の工事等種別欄に掲げる工事ごとの年間平均完成工事高
イ　審査対象年の終了の日（以下「直前事業年度終了日」という。）の決算（以下「基準決算」という。）における自己資本の額又は基準決算及び基準決算の前期決算における自己資本の額の平均の額
ウ　審査対象年における利払前税引前償却前利益及び審査対象年の開始の日の直前１年（以下「前審査対象年」という。）の利払前税引前償却前利益の平均の額
（２）経営状況
ア　審査対象年における純支払利息比率
イ　審査対象年における負債回転期間
ウ　審査対象年における総資本売上総利益率
エ　審査対象年における売上高経常利益率
オ　基準決算における自己資本対固定資産比率
カ　基準決算における自己資本比率
キ　審査対象年における営業キャッシュ・フローの額及び前審査対象年における営業キャッシュ・フローの額の平均の額
ク　基準決算における利益剰余金の額
（３）技術力
ア　直前事業年度終了日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち別表の工事等種別欄に掲げる工事ごとの次に掲げる者（以下「技術職員」という。）の数
（ア）建設業法（昭和２４年法律第１００号）第１５条第２号イに該当する者（同法第２７条の１８第１項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けている者であって、同法第２６条の４から第２６条の６までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した日の属する年の翌年から起算して５年を経過しないものに限る。）
（イ）建設業法第１５条第２号イに該当する者であって、（ア）に掲げる者以外の者

（ウ）建設業法施行令（昭和３１年政令第２７３号）第２８条第１号又は第２号に掲げる者であって、（ア）及び（イ）に掲げる者以外の者
（エ）登録基幹技能者講習を修了した者及び建設技能者の能力評価制度に関する告示（平成３１年国土交通省告示第４６０号）第３条第２項の規定により同項の認定を受けた能力評価基準（以下単に「能力評価基準」という。）により評価が最上位の区分に該当する者であって（ア）から（ウ）までに掲げる者以外の者
（オ）建設業法第２７条第１項の規定による技術検定その他の法令の規定による試験で、当該試験に合格することによって直ちに同法第７条第２号ハに該当することとなるものに合格した者、他の法令の規定による免許若しくは免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者又は登録基礎ぐい工事試験若しくは登録解体工事試験に合格した者及び能力評価基準により評価が最上位に次ぐ区分に該当する者であって（ア）から（エ）までに掲げる者以外の者
（カ）建設業法第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者で（ア）から（オ）までに掲げる者以外の者
イ　当期事業年度開始日の直前２年又は直前３年の各事業年度における発注者から直接請け負った建設工事に係る完成工事高（以下「元請完成工事高」という。）について算定した許可を受けた別表の工事等種別欄に掲げる工事ごとの年間平均元請完成工事高
（４）その他の審査項目（社会性等）
ア　次に掲げる労働福祉の状況
（ア）直前事業年度終了日における雇用保険加入の有無
（イ）直前事業年度終了日における健康保険加入の有無
（ウ）直前事業年度終了日における厚生年金保険加入の有無
（エ）直前事業年度終了日における建設業退職金共済制度加入の有無
（オ）直前事業年度終了日における退職一時金制度導入の有無又は直前事業年度終了日における企業年金制度導入の有無
（カ）直前事業年度終了日における法定外労働災害補償制度加入の有無
（キ）直前事業年度終了日又は審査対象年における若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況
（ク）審査対象年又は直前事業年度終了日以前三年間の知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況
（ケ）直前事業年度終了日におけるワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況
（コ）直前事業年度終了日における建設
イ　次に掲げる建設業の営業継続の状況
（ア）直前事業年度終了日における営業年数
（イ）平成２３年４月１日から直前事業年度終了日までの民事再生法又は会社更生法の適用の有無
ウ　直前事業年度終了日における防災協定締結の有無
エ　審査対象年における法令遵守の状況
オ　次に掲げる直前事業年度終了日における建設業の経理に関する状況
（ア）監査の受審状況
（イ）直前事業年度終了日における建設業に従事する職員のうち次に掲げるものの数

a　建設業法施行規則第１８条の３第３項第２号イに該当する者、登録経理試験の１級試験に合格した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して５年を経過しないもの、登録経理講習の１級講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の開始の日から起算して５年を経過しないもの及び建設業法施行規則第１８条の３第３項第２号ニの同号イからハまでに掲げる者と同等以上の建設業の経理に関する知識を有すると認める者を定める告示（令和２年国土交通省告示第１０６０号）第１号、第３号又は第５号に掲げる者

b　登録経理試験の二級試験に合格した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の日から起算して５年を経過しないもの、登録経理講習２級講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して５年を経過しないもの及び建設業法施行規則第１８条の３第３項第２号ニの同号イからハまでに掲げる者と同等以上の建設業の経理に関する知識を有すると認める者を定める告示（令和２年国土交通省告示第１０６０号）第２号又は 第４号に掲げる者であって、aに掲げる者以外の者

カ　審査対象年及び前審査対象年における研究開発費の額の平均の額

キ　直前事業年度終了日における建設機械の保有状況

ク　直前事業年度終了日における国又は国際標準化機構が定めた規格による認定又は登録の状況

２　主観的事項

（１）工事成績

（２）工事施工の状況

（３）優良工事の有無

（４）技術職員の数

（５）建設業法に基づく処分の状況

（６）資格の認定の取消しの有無

（７）資格の制限の状況

（８）福島県が定める福島県次世代育成支援企業認証制度に基づく「働く女性応援」中小企業認証の取得の有無

（９）福島県が定める福島県次世代育成支援企業認証制度に基づく「仕事と生活の調和」推進企業認証の取得の有無

（１０）障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年法律第１２３号）第４３条に規定する障害者の法定雇用義務の遵守の有無。ただし、同条の規定による法定雇用障害者数が零人の場合は、障害者の雇用の事実の有無

（１１）福島県が定める福島県建設業新分野進出企業認定事業に基づく認定の有無

（１２）福島県が定める福島県建設業新分野進出優良企業表彰事業に基づく表彰の有無

（１３）福島県内において、福島県が発注する除雪業務又は維持補修業務の実績の有無

（１４）審査基準日の３年前の日が属する年度の４月１日以降に学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に定める高等学校、短期大学、大学、大学院、高等専門学校及び専修学校又は職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設及び職業訓練人が設置する認定高等職業訓練校の課程（在職者訓練を除く。）を卒業した者（短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成５年法律第７６号）第２条第３項に規定する短時間・有期雇用労働者及び労働者派

遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和６０年法律第８８号）第２条第２号に規定する派遣労働者を除く。）を雇用期間の定めがなく新たに常時雇用した事実の有無

（１５）福島保護観察所の登録を受けた協力雇用主として保護観察対象者等（更生保護法（平成１９年法律第８８号）第４８条に規定する保護観察対象者又は同法第８５条に規定する更生緊急保護の申出があった者をいう。）を雇用した事実の有無

（１６）ふくしま健康経営優良事業所認定制度に基づく認定の有無

（測量等の委託契約及び製造の請負契約に係る資格の審査）

第５　測量等の委託契約及び製造の請負契約に係る資格の審査は、毎年１月１日又は７月１日を審査基準日として次に掲げる事項について行うものとする。

１　当期事業年度開始日の直前２年の各事業年度における取扱高の年間平均取扱高

２　直前事業年度終了日における測量等又は製造に従事する職員の数

３　業務の経歴

４　資本金額

５　審査基準日の前日までの測量等又は製造の営業年数（申請書等の提出）

第６　資格の審査を受けようとする者は、次に定めるところに従い、申請書等を町長に提出しなければならない。

１　工事の請負契約に係る申請書等及びその提出先

（１）建設工事入札参加資格審査申請書（第１号様式）正本１部

（２）社会保険加入状況申告書（第１号様式の２）（第１の７に該当しないことを申告する必要がある場合に限る。）

（３）建設工事入札参加資格審査申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

ア　共同企業体以外の場合

（ア）建設業の許可を受けていることを証する書面又はその写し

（イ）審査対象年に係る経営状況分析結果通知書及び経営規模等評価結果通知書の写し。ただし、審査対象年に係る総合評定値通知書を受けたときは、その写しをもって経営状況分析結果通知書及び経営規模等評価結果通知書に代えることができる。

（ウ）工事経歴書（第２号様式）

（エ）技術者経歴書（第３号様式）

（オ）営業所一覧表（第４号様式）及び営業所に権限を委任したことを証する書面（以下「営業所一覧表等」という。）（営業所に見積り、入札、契約、代金の請求及び受領等の権限をあらかじめ委任している場合に限る。以下同じ。）

（カ）納税証明書又はその写し（審査基準日の直前１年において福島県及び浅川町に納付し、又は納付すべき額が確定した町県民税、事業税及び自動車税並びに審査基準日の直前１年において納付し、又は納付すべき額が確定した消費税及び地方消費税に限る。以下同じ。）

（キ）新卒者雇用申告書（第５号様式）

（ク）保護観察対象者等の雇用に関する証明書

イ　共同企業体の場合

（ア）建設共同企業体協定書の写し

（イ）各構成員の建設工事入札参加資格審査申請書の写し及びアに掲げる書類の写し

（４）申請書等の提出先は、浅川町長とする。

２　測量等の委託契約に係る申請書等及びその提出先

（１）測量等入札参加資格審査申請書（第６号様式）正本１部

（２）測量等入札参加資格審査申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

ア　次に掲げる登録を受けている者にあっては、その登録の種類に応じて、それぞれ次に定める書類

（ア）測量法（昭和２４年法律第１８８号）第５５条第１項又は第３項の規定による測量業者の登録を受けている者　同法第５５条の８第１項に規定する営業経歴書及び第５５条の３第３号の書類の写し

（イ）建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２３条第１項又は第３項の規定による建築士事務所の登録を受けている者　それらの登録を受けていることを証する書面又はその写し

（ウ）不動産の鑑定評価に関する法律（昭和３８年法律第１５２号）第２２条第１項又は第３項の規定による不動産鑑定業者の登録を受けている者　それらの登録を受けていることを証する書面又はその写し

（エ）建設コンサルタント登録規程（昭和５２年建設省告示第７１７号）第２条第１項の規定による建設コンサルタントの登録又は同条第３項の規定による登録の更新を受けている者　同規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し

（オ）地質調査業者登録規程（昭和５２年建設省告示第７１８号）第２条第１項の規定による地質調査業者の登録又は同条第３項の規定による登録の更新を受けている者　同規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し

（カ）補償コンサルタント登録規程（昭和５９年建設省告示第１３４１号）第２条第１項の規定による補償コンサルタントの登録又は同条第３項の規定による登録の更新を受けている者　同規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し

イ　登記事項証明書（不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１６年法律第１２４号。以下「整備法」という。）第５３条第５項の規定によりなおその効力を有するとされている整備法第５２条の規定による改正前の商業登記法（昭和３８年法律第１２５号）第１１条第１項の規定により交付された登記簿の謄本を含む。）若しくは身分証明書（以下「登記事項証明書等」という。）又はその写し

ウ　業務経歴書（第６号様式の２）

エ　技術者経歴書

オ　技術者集計一覧表（第６号様式の３）

カ　審査基準日の直前２年の各事業年度の財務諸表

キ　営業所一覧表等

ク　納税証明書又はその写し

（３）申請書等の提出先

第１号の（４）に準ずる。

３　製造の請負契約に係る申請書等及びその提出先

（１）製造入札参加資格審査申請書（第７号様式）正本1部

（２）製造入札参加資格審査申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

ア　登記事項証明書等又はその写し

イ　審査基準日の直前２年の各事業年度の財務諸表

ウ　営業所一覧表等

エ　審査基準日の直前２年における実績高調書（第８号様式）
オ　職員数及び営業年数調書（第９号様式）
カ　納税証明書又はその写し
（３）申請書等の提出先
第１号の（４）に準ずる。
４　物品等の購入契約に係る申請書等及びその提出先
（１）物品購入（修繕）競争入札参加資格審査申請書（第１号様式の１から３）正本１部
（２）物品購入（修繕）競争入札参加資格審査申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
ア　発行日から３か月以内の履歴事項全部証明書又は写し
イ　発行日から３か月以内の身分証明書又は写し
ウ　直近の年度の財務諸表（決算、事業あるいは営業報告書）又は青色申告決算書
エ　納税証明書又はその写し（審査基準日の直前１年において福島県及び浅川町に納付し、又は納付すべき額が確定した町県民税、事業税及び自動車税並びに審査基準日の直前１年において納付し、又は納付すべき額が確定した消費税及び地方消費税に限る。以下同じ。）
オ　委任状（第２号様式）
カ　営業許可（登録、認可、届出）等一覧表（第３号様式）
キ　印刷設備状況一覧表（第６号様式）
ク　誓約書（第７号様式）
ケ　役員に関する調書（第８号様式）
コ　消費税の会計処理に関する申告書（第９号様式）
（３）申請書等の提出先
第１号の（４）に準ずる。
５　申請書等の提出期間
令和８年１２月２日から令和８年１２月２３日まで
（資格の変更）
第７　資格の審査又は認定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その事実を証する書類を添えて、文書で、速やかに報告しなければならない。
１　次に掲げる事項に変更が生じた場合
（１）商号又は名称
（２）代表者の氏名
（３）住所又は所在地
（４）その他審査又は認定の内容に変更を生じさせる事項
２　合併又は分割があった場合
３　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続開始の申立てをした場合若しくは申立てがなされた場合又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による民事再生手続開始の申立てをした場合若しくは申立てがなされた場合
附　則
１　令和８年１１月９日から施行する。
２　この告示施行の際、現に競争入札に参加する資格を有する者の当該資格については、その者の現に有する当該資格の有効期間中は、なお従前の例による。
３　各様式は、「競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合にお

ける当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件（昭和４１年１月２５日福島県告示第５９号）」及び「福島県物品購入（修繕）競争入札参加資格審査申請要領」に準ずるものとする。（各様式略）

別表（第１、第４関係）

工事等種別
一般土木工事、舗装工事、建築工事、電気設備工事、暖冷房衛生設備工事、鋼橋上部工事、PC橋上部工事、しゅんせつ工事、塗装工事、法面処理工事、上・下水道工事、清掃施設工事、消雪工事、機械設備工事、通信設備工事、造園工事、さく井工事、グラウト工事、地上測量、航空測量、調査、土木設計、建築設計